



# わくわくワークいしかわ

石川県職業能力開発プラザだより

令和5年5月31日発行

2023  
第823号  
5・6

石川県職業能力開発プラザ

TEL(076)261-1400 FAX(076)261-1402

ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

E-mail [pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp)



## 連合石川第94回石川県統一メーデー金沢中央大会開催

5月1日、連合石川は、「支え合い・助け合う社会をつくり、くらしをまもる!笑顔あふれる未来をめざし力を合わせ、ともに進もう!」をメインスローガンに、第94回統一メーデーが県内6会場で開催されました。金沢市のいしかわ四校記念公園で開催された金沢中央大会には約2,000人が参加しました。

主催者の福田佳央会長は、賃上げの平均妥結金額が前年を大きく上回る状況に対し、労働組合の努力と、人への投資に理解を示した企業側の決断があったと評価しました。続いて、来賓の馳浩知事、村山卓金沢市長ほか来賓が挨拶し、その後、スローガンを確認、メーデー宣言を読み上げ、ガンバロー三唱後に閉会しました

### も く じ

労働ニュース	2
労働保険のお知らせ	2
研修のご案内(在職者の方向け)(6・7月実施分)	3
いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ILAC)～「仕事」と「暮らし」のワンストップサービス	4
中小企業でも、月60時間を超える法定時間外労働時間に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられます	5
障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について	6
障害者雇用促進セミナーのご案内	7
石川県業務改善奨励金のご案内	8・9
いしかわ理系人材確保奨学金返還助成制度のご案内	10

### 総合労働相談会のご案内

賃金や労働時間など労務管理上の課題や、職業能力開発、税金などの問題について専門スタッフをご相談に応じます。秘密厳守。費用は無料。電話によるご相談にもお応えします。

☆日 時 6月21日(水) 午後1時30分～午後4時  
7月19日(水) 午後1時30分～午後4時

☆場 所 石川県職業能力開発プラザ(金沢市芳育1-15-15)  
TEL: 076-261-1400

相談スタッフ…石川県労働企画課・税務課・労働委員会、石川労働局雇用環境・均等室、(独)勤労者退職金共済機構

企業からの  
ご相談も受けて  
おります



# 労働ニュース

## ◎ワークライフバランス企業知事表彰式

3月8日、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現するための職場環境の整備等に積極的に取り組み、顕著な成果があった10社に対する「石川県ワークライフバランス企業知事表彰式」が県庁で開催されました。

表彰を受けた企業は下記のとおりです。

### ◇ 石川県ワークライフバランス企業知事表彰

【受賞企業】 ※五十音順

- ・株式会社アイサス(金沢市)
- ・加賀建設株式会社(金沢市)
- ・株式会社建設ドットウェブ(金沢市)
- ・カスタム社会保険労務士事務所(金沢市)
- ・志賀興業建設会社(志賀町)
- ・株式会社スパートル(金沢市)
- ・株式会社BBS金明(白山市)
- ・ホクトー株式会社(金沢市)
- ・株式会社北陸人材ネット(金沢市)
- ・株式会社利水社(金沢市)



## ◎令和4年度石川県職業能力開発審議会開催

3月29日、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議する石川県職業能力開発審議会が県庁で開催された。内田滋一商工労働部長と木綿隆弘会長がそれぞれ挨拶した後、令和5年から5年間を計画期間とする第11次石川県職業能力開発計画（案）について審議が行われ、承認されました。

なお、第11次石川県職業能力開発計画の詳細はこちら  
→URL <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/8plan/8planmain.html>

## ◎県立産業技術専門校および石川障害者職業能力開発校入校式

4月7日、県立産業技術専門校4校と石川障害者職業能力開発校の令和5年度入校式が一堂に行われました。小松産業技術専門校では、寺西幸也校長が「自立した職業人を目指し入校された皆さんは、その思いを充分自覚し、強い意欲を持って日々の訓練に励んでいただきたいと願っている」と式辞を述べました。これに対し、入校生を代表して米原奈緒子さん（情報ビジネス科）が「産業界に貢献できる有能な職業人となるよう、知識、技能及び人格の錬磨に努力する」と宣誓しました。

各産業技術専門校の入校生は以下のとおりです。  
小松校19名、金沢校22名、七尾校22名、能登校26名  
合計89名 石川障害者職業能力開発校23名



## ◎県労連第93回メーデー石川県中央集会

5月1日、「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」をメインスローガンに、県労連の第94回メーデー石川県中央集会が金沢市と白山市の会場で開催され、合わせて約300人が参加したほか、オンラインでも約150人が参加しました。メーデー実行委員長の桶間論県労連議長が挨拶し、メーデー宣言の採択後、デモ行進を行いました。



## 労働保険のお知らせ


令和5年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

**6月1日（木）～7月10日（月）**です。

最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚労省ホームページでもご覧いただけます。

労働保険のお手続きに「電子申請」を是非ご利用ください！（自宅やオフィスから24時間いつでも申告・納付が可能です。）

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



◀ 年度更新申告書  
書き方パンフレット



◀ 労働保険電子申請  
特設サイト

## 研修のご案内(在職者の方向け)(6、7月実施分)

県内産業技術専門学校では、在職者の方を対象に、講義と実技を組み合わせた実践的な技術研修を実施しています。受講希望の方は、開催日の2週間前までに各産業技術専門学校へお申し込みください。

### ◎小松産業技術専門学校 TEL：0761-44-1183

#### ■CAD系・機械系 (訓練時間9:00～16:00)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
JW_CAD 初級	JW_CADの基本的な操作方法を習得する。	パソコンの基本操作ができる方	10	R5 7/12～7/13	4,740円 (教材費等含)
JW_CAD 中級	JW_CADの実践的な操作方法を習得する。	JW_CADの基本的な操作ができる方	10	R5 7/19～7/20	4,740円 (教材費等含)
普通旋盤作業基礎	回転数等切削条件の選定や技能検定3級程度の技能を習得する。	普通旋盤の基本的な切削技法等を習得したい方	5	R5 7/18～7/20	4,590円 (教材費等含)

### ◎金沢産業技術専門学校 TEL：076-267-2221

#### ■機械系 (訓練時間9:30～16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
ドリル切削・研削	ドリル加工の切削理論と研削の方法について、加工実習を通じて習得する。	ドリル加工作業にはじめて従事される方	10	R5 6/21、6/23	1,660円
機械CAD	Solidworks 2016(3次元CAD)の基本操作を習得する。	Windowsの基本操作ができる方	10	R5 7/28、8/4	1,660円

#### ■管理系 (訓練時間9:30～16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
現場リーダー養成	現場リーダーを育成するためのノウハウを習得する。	新人や部下の育成に携わる方	10	R5 7/4、7/7	1,660円

#### ■IT系 (訓練時間9:30～16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
表計算基礎編	表の作成・編集、関数の使用方法など、Excelの基本的な機能と操作を学習する。	Windowsの操作ができる方	10	R5 6/20～6/22	4,690円 (テキスト費含)
表計算応用編	様々な関数の使い方や、データベースの活用方法など、Excelを使いこなす方法を学習する。	Excelの基本操作ができる方	10	R5 6/27～6/29	4,690円 (テキスト費含)
ExcelVBA基礎編	Excel VBAの基本機能と操作を習得する。	Excelの基本操作ができる方	10	R5 7/25～7/27	5,350円 (テキスト費含)

### ◎七尾産業技術専門学校 TEL：0767-52-3159

#### ■建設機械系 (訓練時間9:00～17:15)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
車両系建設機械(整地等)運転技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用機械)の運転業務に必要な技能講習修了証を取得する。(労働安全衛生法第61条)	建設機械運転に従事する方(18才以上)	10	R5 6/20～6/29	88,660円(注1) (テキスト費、教材費含)

(注1)金額の確認は、七尾労働基準協会(TEL：0767-52-5343)まで、お願いします。

☆産業技術専門学校では企業ニーズに対応したセミナーを企画・実施しておりますので、従業員の方の技術向上にお役立てください。ご希望の際は各産業技術専門学校の在職者訓練担当までご相談ください。

## いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ILAC) ～「仕事」と「暮らし」のワンストップサービス～



「いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ILAC)」が平成28年4月の開設から8年目を迎えました。

ILACでは、石川、東京、大阪、の3カ所で窓口を開設し、石川県へのUIターン就職や移住を希望される方に対して「仕事」と「暮らし」のワンストップ相談窓口を設けています。

開設7年目の令和4年度は、相談者数が延べ2,201名、転職へとマッチングした件数が368件、家族を含めた本県への移住者数は653名となり、開設後累計で3,000名を超えました。

転職へのマッチングにあたっては、県内企業OBを中心とした人材コーディネーターが実際に企業を訪問して開拓した人材ニーズと、転職希望者の要望や経歴を相談員が丁寧にすり合わせることで、企業や相談者の皆様から満足いただけるよう心がけています。

具体的には、

- ①人材コーディネーターが県内企業の経営者と直接対話し、その企業の事業拡大のために経営管理・販路拡大・生産性向上等などの分野の強化が必要か(人材ニーズ)を掘り起こし、
- ②相談員が出産や子育てをきっかけにUターンを希望する若手人材、大企業等での経験を地方で生かしたいと考えているプロフェッショナル人材等を必要とする企業にマッチングする

といった効果も現れています。

今年度からは、これまでの電話やメールでの相談の受付のほか、オンライン相談窓口を開設し、更なる利便性の向上を図ることとしていますので、企業の皆様ならびに県内へのUIターンを希望されている皆様は、ぜひご活用ください。

### 所在地・連絡先

- ◎ ILAC 石川 〒920-0935 石川県金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階 TEL:076-235-4540  
◎ ILAC 東京 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-7-1 TOKIWAブリッジ4階 TEL:03-6734-1497  
◎ ILAC 大阪 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4-14-3 石川県大阪事務所内 TEL:06-6809-7603

## 中小企業でも、月60時間を超える法定時間外労働時間 に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられます (令和5年4月1日から適用)

時間外労働が月60時間を超える場合にその超えた時間について適用される割増賃金率（50%以上）は、中小事業主への適用が猶予されてきましたが、この猶予は令和5年3月31日（2023年3月31日）をもって廃止され、令和5年4月1日（2023年4月1日）以降は中小事業主でも時間外労働が月60時間を超える部分について50%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50% (2010年4月から適用) 中小企業は25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

⇒2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

### 1. 割増賃金の計算方法とは

#### 【割増賃金の計算例】

1か月平均所定労働時間が170時間、月給30万円、役職手当2万円、皆勤手当2万円の労働者に、1か月70時間の法定時間外労働をさせた場合には……

#### 【従来】

$$(30万円 + 2万円 + 2万円) \div 170時間 = 2,000円 \text{ (時間単価)}$$
$$2,000円 \times 70時間 \times 1.25 = 175,000円$$

#### 【令和5年4月1日以降】

$$(30万円 + 2万円 + 2万円) \div 170時間 = 2,000円 \text{ (時間単価)}$$
$$(2,000円 \times 60時間 \times 1.25) + (2,000円 \times 10時間 \times 1.50) = 180,000円$$

### 2. 就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。「モデル就業規則」も参考にしてください。

モデル就業規則



#### (就業規則の記載例)

#### (割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下……25%
  - ② 時間外労働60時間超……50%
- (以下、略)

### 3. 代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

■お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ

(事業主の皆様へ)

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point  
①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point  
②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬 ・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭 ・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

Point  
③

## 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶ **精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月以降)。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶ **一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)。**

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point  
④

## 障害者雇用のための事業主支援を強化(助成金の新設・拡充)します。(令和6年4月以降)

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶ **雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。**

◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。

◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶ **既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。**

障害者介助等助成金(障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加)や職場適応援助者助成金(助成単価や支給上限額、利用回数の改善等)の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

## Q&A

Q1 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか?

A1 ①令和6年度分の障害者雇用納付金について(※申告期間:令和7年4月1日から同年5月15日までの間)新しい法定雇用率(2.5%)で算定していただくこととなります。

②令和8年度分の障害者雇用納付金について(※申告期間:令和9年4月1日から同年5月17日までの間)令和8年6月以前については2.5%、令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか?

A2 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。



▶ [障害者雇用のご案内]: <https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

## 障害者雇用促進セミナーのご案内 (参加無料)

1. 日 時 令和5年7月6日(木) 14:00~16:30
2. 会 場 石川県庁行政庁舎11階1104会議室(ZOOM参加も可)
3. 対 象 企業の経営者・人事担当者等
4. 内 容 ・ 障害者雇用制度改正についての解説(石川労働局)  
・ 業務の切り出しのポイント(石川障害者職業センター)  
・ 参加企業同士の意見交換
5. 定 員 20名(会場参加15名、ZOOM参加5名)
6. 申込締切 6月29日(木) ※先着順
7. 問い合わせ先 石川県労働企画課 企画・労働福祉グループ TEL:076-225-1531

# 石川県業務改善奨励金

国の業務改善助成金の自己負担分の**1/2**を**支援**します!! (上限あり)

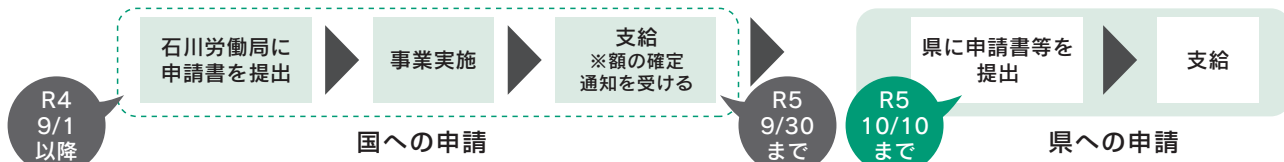
## 国の業務改善助成金とは

最低賃金の引き上げとそれに資する設備投資等を実施した事業者に対して、3/4、4/5、9/10のいずれかの補助率でその費用を補助するもの

## 石川県の業務改善奨励金の概要

対象：国の業務改善助成金を受給した県内中小企業

※令和4年9月1日以降に石川労働局へ業務改善助成金の交付申請を行い、令和5年9月30日までに交付確定通知を受けている者に限る（申請期限：令和5年10月10日 消印有効）※申請書様式は県労働企画課HPからダウンロードできます。



補助額：下記の対象経費に補助率を乗じた額もしくは各コースの補助上限の内いずれか低い額

対象経費	補助率		
	国の助成金の助成率が3/4の場合	国の助成金の助成率が4/5の場合	国の助成金の助成率が9/10の場合
国の業務改善助成金の対象経費支出済額（※1）	1/8	1/10	1/20

※1 国の業務改善助成金様式「国庫補助金精算書（様式1）」中D欄の額

## 申請例

業務改善助成金の補助上限額 **120万円** の場合、

県の補助上限額 **20万円** となります

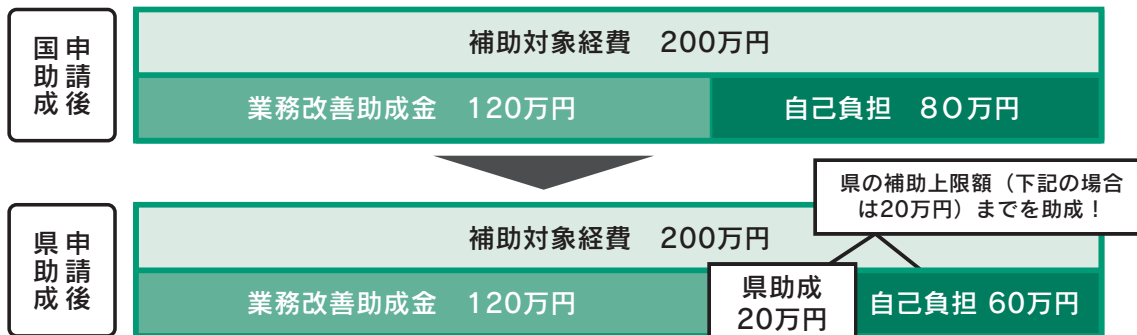
※県の補助上限額は右ページの一覧表で確認できます

引き上げ額 30円以上    引き上げる労働者数 10人以上    助成率 3/4

① 「対象経費に助成率を乗じた額（※2）」が国の補助上限額を超えていない場合



② 「対象経費に助成率を乗じた額（※2）」が国の補助上限額を超えていた場合



※2 国の業務改善助成金様式「国庫補助金精算書（様式1）」中E欄の額



## 県の補助上限額一覧表

令和4年12月12日以降に国助成金に交付申請をした事業者で、事業所規模が30人未満の場合は下段網掛けの金額が上限となります。その他の事業者は上段白地の金額が上限となります。

単位：円

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	国の助成 上限額	県の補助上限額			
			国の助成率 3/4の場合	国の助成率 4/5の場合	国の助成率 9/10の場合	
30円以上	1人	300,000	50,000	38,000	17,000	
		600,000	100,000	75,000	33,000	
	2~3人	500,000	83,000	63,000	28,000	
		900,000	150,000	113,000	50,000	
	4~6人	700,000	117,000	88,000	39,000	
		1,000,000	167,000	125,000	56,000	
	7人以上	1,000,000	167,000	125,000	56,000	
		1,200,000	200,000	150,000	67,000	
	10人以上	1,200,000	200,000	150,000	67,000	
		1,300,000	217,000	163,000	72,000	
	45円以上	1人	450,000	75,000	56,000	25,000
			800,000	133,000	100,000	44,000
2~3人		700,000	117,000	88,000	39,000	
		1,100,000	183,000	138,000	61,000	
4~6人		1,000,000	167,000	125,000	56,000	
		1,400,000	233,000	175,000	78,000	
7人以上		1,500,000	250,000	188,000	83,000	
		1,600,000	267,000	200,000	89,000	
10人以上		1,800,000	300,000	225,000	100,000	
60円以上		1人	600,000	100,000	75,000	33,000
			1,100,000	183,000	138,000	61,000
	2~3人	900,000	150,000	113,000	50,000	
		1,600,000	267,000	200,000	89,000	
	4~6人	1,500,000	250,000	188,000	83,000	
		1,900,000	317,000	238,000	106,000	
	7人以上	2,300,000	383,000	288,000	128,000	
		3,000,000	500,000	375,000	167,000	
	10人以上	3,000,000	500,000	375,000	167,000	
	90円以上	1人	900,000	150,000	113,000	50,000
			1,700,000	283,000	213,000	94,000
2~3人		1,500,000	250,000	188,000	83,000	
		2,400,000	400,000	300,000	133,000	
4~6人		2,700,000	450,000	338,000	150,000	
		2,900,000	483,000	363,000	161,000	
7人以上		4,500,000	750,000	563,000	250,000	
		6,000,000	1,000,000	750,000	333,000	
10人以上		6,000,000	1,000,000	750,000	333,000	

## 申請・お問い合わせ先

石川県金沢市鞍月1-1 石川県庁舎12階 石川県商工労働部労働企画課 TEL076-225-1531  
上記宛ての郵送もしくは電子メール (e191300a@pref.ishikawa.lg.jp) にて申請受付

石川県と一緒に石川県内で就職する大学生等を応援しませんか？

# いしかわ理系人材確保奨学金返還助成制度

企業と県とが助成額の2分の1ずつを負担し、協力して企業の理系人材の確保・定着を図ります。

## ■対象企業

石川県内に事業所を有し、当該事業所で新卒採用を予定する、本制度に登録した企業。

## ■助成内容

各企業が下記の①～④から助成額を設定します。助成対象者の就職3年後に返還残高を上限として一括助成します。

	助成額	企業負担額
①	200万円	助成額の <b>1/2</b> ※残り1/2は県が負担
②	150万円	
③	100万円	
④	50万円	

※企業が大学院・大学・高専ごとに助成額を設定  
※①は大学院のみ設定可

## ■助成対象者

理系の大学院・大学・高専を卒業見込みで在学中に認定を受けた奨学金受給者。  
※認定は石川県人材確保・定住推進機構(以下機構)が行います。

## ■企業募集期間

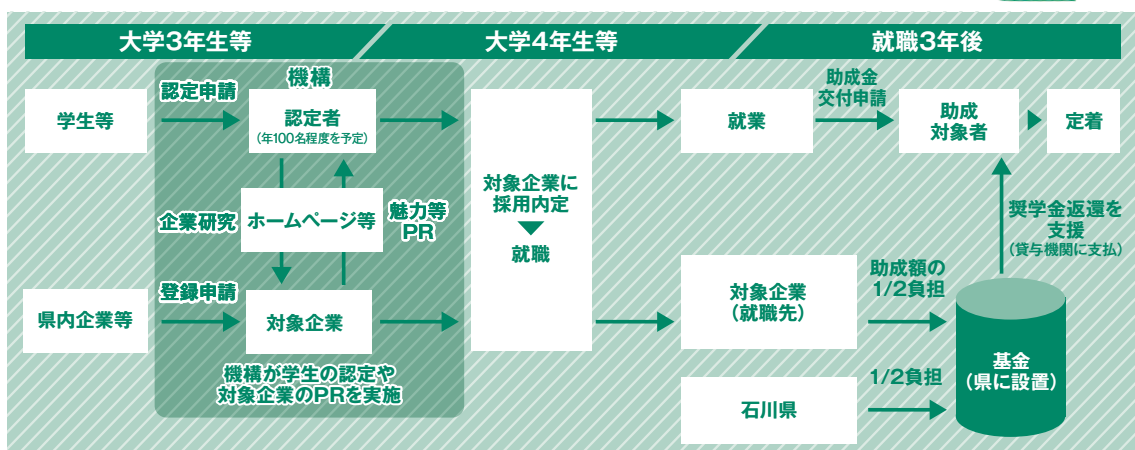
随時募集中(参加を希望する場合、下記の問い合わせ先へご連絡ください。)

# 参加企業を募集します！

2024年度・2025年度採用予定企業  
2023年4月登録開始

制度参加メリット

- 採用活動の企業PRに！
- 県が登録企業を積極的にPR！
- 理系人材の確保・定着に！



詳細はジョブカフェ石川HPで公開中

●お申込み・お問い合わせ先: ジョブカフェ石川 tel.076-235-4510

